

給付 5

移送を受けたいとき

『被保険者 被扶養者 移送承認申請書・移送届』 『被保険者 被扶養者 移送費支給申請書』

被保険者、被扶養者が病気やケガで移動が困難であり、かつ医師の指示により緊急的な必要性があつて、移送された場合に支給されます。

○ 移送費の支給要件

次のいずれにも該当すると健康保険組合が認めた場合に支給されます。また、事前に健康保険組合の承認を受ける必要があります。（やむを得ない場合は事後でも可とします）

1. 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
2. 療養の原因である病気やケガにより移動が困難であること
3. 緊急その他やむを得ないものであること

○ 支給額

最も経済的な通常の経路および方法により移送された費用に基づいて算定した額の範囲での実費

○ 移送費の対象となる費用

1. 自動車、電車などを利用したときの運賃
2. 医師や看護師の付添が必要な場合は、医学的管理が必要と医師が判断した場合に限り、原則 1 人までの交通費・日当・宿泊料

○ 添付書類

移送に要した費用の領収書（原本）及び、費用の内訳が分かる書類

【手続き】

1. 「被保険者 被扶養者 移送承認申請書・移送届」に医師の証明を受け、事前に健康保険組合の承認を得てください。
2. 「被保険者 被扶養者 移送費支給申請書」と移送に要した費用の領収書（原本）及び、費用の内訳が分かる書類を提出してください。

※やむを得ない事由で事前承認を受けずに移送を行った場合は、「被保険者 被扶養者 移送承認申請書・移送届」と「被保険者 被扶養者 移送費支給申請書」を一緒に提出してください。